

函館市企業局水道料金等オンラインシステム
導入および運用業務委託に係るプロポーザル
募集要領

函館市企業局

目 次

1	業務概要に関する事項	1
2	参加資格に関する事項	2
3	参加申込み手続きに関する事項	2
4	参加資格審査および参加資格審査結果通知に関する事項	3
5	業務提案書等の作成に係る質問の受付に関する事項	4
6	業務提案書等の作成および提出に関する事項	4
7	業務提案書の記載内容に関する事項	5
8	プレゼンテーションおよびデモンストレーションの実施に関する事項	6
9	受託候補事業者の選定に係る審査に関する事項	7
10	審査結果	7
11	プロポーザルの途中辞退	7
12	プロポーザルの失格要件	8
13	契約の締結に関する事項	8
14	その他の事項	8

函館市企業局水道料金等オンラインシステム導入および運用業務委託 に係るプロポーザル募集要領

本要領は、函館市企業局（以下「当局」という。）の委託する水道料金等オンラインシステム（以下「システム」という。）導入および運用業務（以下「本業務」という。）について、最も適した受託候補事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、その手続き等必要な事項を定めるものです。

また、本業務の仕様は、当局が標準的に実施する内容を記した函館市企業局水道料金等オンラインシステム導入および運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりですが、プロポーザルの実施にあたっては、職員等にとってより使い勝手の良い簡易かつ効率的なシステムとなるような提案をプロポーザル参加者に求めるものです。

1 業務概要に関する事項

(1) 業務名 函館市企業局水道料金等オンラインシステム導入および運用業務

(2) 業務内容

ア システム導入業務

(ア) 水道料金等オンラインシステムの構築

- a 水道料金および下水道使用料の検針・徴収事務等に係るシステム
- b 水洗便所改造等資金貸付事務に係るシステム
- c 受益者負担金事務に係るシステム
- d 水洗化普及促進事務に係るシステム
- e その他科目収入事務に係るシステム

(イ) ハードウェアおよびネットワークの構築

(ロ) 現行システムからのデータ移行

(エ) システム動作テスト（金融機関等の伝送テストを含む）

(オ) 操作マニュアルの作成および職員等への操作研修の実施

イ システム運用業務

(ア) システムの運用業務

(イ) システムの保守業務（ハードウェア含む）

ウ その他附帯する業務

(3) 履行期間

本業務の履行期間（システムの稼働期間）は、令和4年（2022年）6月1日から令和11年（2029年）5月31日までとします。

(4) 導入準備期間

本業務を円滑に履行するために要する導入準備期間は、契約締結日から令和4年（2022年）5月31日までとします。ただし、導入準備期間に要する費用は、受託事業者の負担とします。

(5) 業務提案に係る委託料の見積上限額

667,506,000円

(7か年総額、消費税および地方消費税相当額を含まない。)

2 参加資格に関する事項

(1) 参加者の資格

プロポーザルの参加資格は、次に掲げるとおりとします。

ア 法人または複数の法人で構成する共同企業体であること。

イ 共同企業体により参加する場合は、構成員の中から代表法人を定めること。

ウ 一法人が複数の参加申込みをすることはできません。また、共同企業体により参加する場合も一法人とみなします。

エ 共同企業体の構成員は、法人単独および他の共同企業体の構成員として参加することはできません。

(2) 参加者の制限

プロポーザルへの参加者またはその構成員は、参加申込書提出の際に、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

ア 平成31・32(2020)年度および令和2年度における函館市競争入札参加資格(物品供給等)を有する者であること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

ウ 函館市企業局競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱(平成23年4月1日施行)に基づく指名停止を受けている者でないこと。

エ 函館市企業局暴力団等排除措置要綱(平成23年9月30日施行)に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。

オ 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立てがなされている者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

カ 給水人口10万人以上の水道事業体等において、水道料金および下水道使用料の徴収に係るシステムの導入実績のある者(現在も稼働中のシステムであること。)。ただし、共同企業体により参加する場合は、代表法人がその要件を満たしていれば、その構成員は当該要件の有無を要しません。

キ 函館市の市税、消費税および地方消費税を滞納していない者であること。

3 参加申込み手続きに関する事項

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(様式第1-1号)

イ プロポーザル参加資格要件に関する誓約書(様式第2号)

- ウ 会社の設立年月日，所在地，資本金，事業内容，従業員数，沿革等，参加申込者の会社概要が記載された資料
- エ 定款および法務局が発行する商業・法人登記簿の履歴事項全部証明書および印鑑証明書（発行から３か月以内のもの）
- オ 会社案内パンフレット等
- カ 類似業務導入実績調書（様式第３号）
- キ 上記カの類似業務導入実績調書に記載した類似業務の導入実績を証する契約書の写し
- ク 函館市の市税（納税義務がない場合は不要。），消費税および地方消費税に滞納がないことを証する書類
- ケ 共同企業体により参加を申込み場合の追加提出書類
 - ・ プロポーザル参加申込書構成員調書（様式第１－２号）
 - ・ 共同企業体協定書（本業務を共同企業体により受託する意思を明確にした協定書）
 - ・ 共同企業体のすべての構成員に係る上記イからクまでの書類

(2) 提出部数 各１部

(3) 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし，郵送の場合は提出期限内必着とします。

(4) 提出期間

令和２年（２０２０年）７月３０日（木）午前９時から

令和２年（２０２０年）８月１８日（火）午後５時まで

（ただし，持参する場合は，日曜日，土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除きます。）

４ 参加資格審査および参加資格審査結果通知に関する事項

当局は，参加申込者から提出された参加申込書等の書類をもとに，プロポーザルへの参加資格の審査を行い，参加申込者に対して，その結果を通知します。

(1) 参加資格審査結果通知の発送日

令和２年（２０２０年）８月２１日（金）

(2) 参加資格を有すると認められた参加申込者への通知

プロポーザル参加要請書（様式第４号）により通知します。

(3) 参加資格を有しないと認められた参加申込者への通知

プロポーザル参加資格審査結果通知書（様式第５号）により，参加資格を有しないと認められた理由を付して通知します。

5 業務提案書等の作成に係る質問の受付に関する事項

業務提案書等の作成に係る参加要請者からの質問を下記のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和2年（2020年）8月25日（火）から

令和2年（2020年）9月4日（金）まで

(2) 提出方法

プロポーザルに係る質問書（様式第6号）により電子メールにて提出してください。

ただし、電子メール送信後は、必ず電話にて連絡してください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、適宜、函館市ホームページに掲載します。

(4) 回答期限

令和2年（2020年）9月11日（金）

6 業務提案書等の作成および提出に関する事項

業務提案書等の作形成態および提出については、下記のとおりとします。

(1) 業務提案書等の作形成態

ア 業務提案書

- ・ 業務提案書正本および副本の表紙には、「業務提案書」（様式第7号）を使用してください。
- ・ 業務提案書は、日本語を使用するものとし、日本工業規格A4版縦置き、横書き、左綴り、両面印刷にて作成し、1部ずつファイルに綴り提出してください。なお、資料等でA3版を使用する場合は、折綴りとしてください。
- ・ 難解と思われる専門用語を使用する場合は、注釈を付けるなどしてください。

イ 機能要件書

- ・ 機能要件書は、「機能要件書」（様式第8号）を使用し、機能要件書に記載した機能要件に対する対応区分等を記載のうえ作成し、業務提案書の後ろに添付してください。

ウ 業務提案見積書

- ・ 業務提案見積書は、「業務提案見積書」（様式第9-1号）を使用し、業務提案見積書に記載した提案見積金額の積算内訳について、「提案見積金額に係る積算内訳書」（様式第9-2）を作成のうえ、機能要件書正本の後ろに添付し提出してください。
- ・ 提案見積金額は、消費税および地方消費税相当額を含まない額を記載してください。

(2) 業務提案書の提出部数等

ア 提出部数

- (ア) 業務提案書 正本 1部, 副本 9部
- (イ) 機能要件書 正本 1部, 副本 9部
- (ウ) 業務提案見積書 正本 1部
- (エ) 上記(ア)～(ウ)の電子ファイル 1部

※Word, Excel, PDFファイルに変換した電子データ (CD-R)

イ 提出方法

持参または郵送（配達記録が残る方法に限る。）とし、郵送の場合は提出期限内必着とします。

ウ 提出期間

令和2年（2020年）9月17日（木）午前9時から

令和2年（2020年）9月29日（火）午後5時まで

（ただし、持参する場合は、日曜日、土曜日および祝日を除きます。）

(3) その他

- ・ 業務提案書等の提出後における書類の差替え, 追加および再提出は一切認めません。
- ・ 業務提案書の著作権は, それぞれの製作者に帰属しますが, プロポーザルの実施上必要な場合は, 当局が無断で複製することがあります。
- ・ 業務提案書等の提出書類は, プロポーザルの実施以外の目的には使用しません。
また, 如何なる理由があっても返却しません。

7 業務提案書の記載内容に関する事項

業務提案書は, 下記の事項について記載, 添付し作成してください。なお, 記載内容は簡潔で明瞭なものとしてください。

- (1) 会社の設立年月日, 所在地, 資本金, 事業内容, 従業員数, 沿革等, 参加要請者の会社概要が記載された資料
- (2) システム導入までの体制（開発体制）の考え方
- (3) 導入までのスケジュール（データ移行）の考え方
- (4) 導入時の研修体制の考え方
- (5) 運用保守体制の考え方
- (6) セキュリティ体制（プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステム等の認証を取得している場合は, それを証する書類の写しも添付してください。）
- (7) 障害・災害への対応の考え方
- (8) システム構成の考え方（導入する予定の機器等の名称, メーカー名, 型名, 台数などを分かるようにすること。また機器等のカタログも添付すること。）
- (9) システム機能について

- (10) 専用帳票等の考え方
- (11) その他の提案について

8 プレゼンテーションおよびデモンストレーションの実施に関する事項

業務提案書等の提出後、参加要請者ごとにプレゼンテーションおよびデモンストレーションを実施します。

(1) 実施時期

令和2年（2020年）10月中旬

※実施日時は、決定次第、各参加要請者に対して、別途通知します。

(2) 実施場所

函館市企業局本庁舎内 4階大会議室（函館市末広町5番14号）

(3) 所要時間

1参加要請者につき、

プレゼンテーションおよびデモンストレーション 合計50分以内

上記に関するヒアリング 20分程度

※ 実施の順番は、業務提案書等を受理した順とします。

(4) 参加人数

1参加要請者につき5名以内

※ただし、共同企業体の場合は、各構成員から必ず1名以上出席してください。

(5) 内容

プレゼンテーションによる説明内容は、業務提案書に記載した内容の範囲内としてください。（範囲内であれば、提案システムを利用した説明も可能です。）

デモンストレーションにおいては、以下の業務内容における提案システムの操作方法が理解できるよう提案システムを用いて説明してください。（以下の業務内容に関すること以外の業務内容の説明はできません。）

ア 受付業務関係（使用開始中止受付後の入力方法）

イ 定期検針業務関係（定期検針の実施方法）

ウ 料金更正業務関係（料金更正の入力方法）

エ 収納・滞納整理業務関係（充当・還付の入力方法、滞納者の抽出および時効管理の方法）

オ 水道メーター業務関係（検定期間満了メーターの取替の処理方法）

(6) その他

- ・ デモンストレーション実施時は、提案システムと同一もしくは同等の製品を準備し、業務の内容を具体的な事例を用いて確認できるようにしてください。
- ・ プレゼンテーション、デモンストレーションおよびヒアリングの内容は録音させて

いただきます。

- ・ スクリーンを除く、パソコンおよびプロジェクターなどの必要な機器は参加要請者において用意してください。
- ・ 業務提案書等の提出時に添付していない資料等の新たな配付は認めません。
ただし、デモンストレーション時においてのみ、システムの画面を印刷したものなど、操作方法をより理解しやすくするための簡易的な資料の配付は可能とします。

9 受託候補事業者の選定に係る審査に関する事項

(1) 審査機関

受託候補事業者の選定に係る審査は、当局の職員および外部の有識者で構成する函館市企業局水道料金等オンラインシステム導入および運用業務受託候補事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。

(2) 審査方法

参加要請者から提出された業務提案書、機能要件書および業務提案見積書のほか、プレゼンテーション、デモンストレーションおよびヒアリングの内容をもとに、別に定める選定基準に基づき評価、採点を行い、審査委員会委員の平均点数が最も高い参加要請者について、審査委員会委員の合議を経て、受託候補事業者として決定します。

- ※ 評価項目ごとに審査委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用します。
小数点以下の端数があるときは、小数点第三位を四捨五入します。

10 審査結果

(1) 審査結果通知

審査結果は、審査終了後、速やかにすべての参加要請者に通知することとし、受託候補事業者に決定した参加要請者に対しては「受託候補事業者決定通知書」（様式第10号）、受託候補事業者に決定されなかった参加要請者に対しては、「受託候補事業者非決定通知書」（様式第11号）により通知します。

なお、審査結果に関する問い合わせや異議申立ては一切受け付けないこととします。

(2) 審査結果の公表

審査結果は、函館市のホームページでも公表します。

なお、受託候補事業者に決定した参加要請者は、受託候補事業者名および評価点数を、受託候補事業者に決定されなかった参加要請者は、評価点数のみを公表します。

11 プロポーザルの途中辞退

参加申込者は、参加申込書提出以降のどの時点においても、プロポーザルを辞退することができます。

プロポーザルを辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式第12号）を持参または郵送により提出してください。

なお、参加要請者からの業務提案書等が、本要領6の（2）のウに定める提出期間内に提

出されなかったときは、プロポーザルを辞退したものとみなします。

12 プロポーザルの失格要件

参加申込者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、プロポーザルへの参加を取り消すこととします。

- ・ プロポーザルの実施途中において、参加申込者が本要領2の(2)に定める参加資格要件を満たさない事由が発覚したとき。
- ・ 業務提案見積書の業務提案見積金額が本要領1の(5)に定める見積上限額を上回る価格で提案したとき。

13 契約の締結に関する事項

(1) 契約締結に向けた協議

当局は、仕様書および受託候補事業者の業務提案書等をもとに、受託候補事業者と契約の締結に向けた契約内容等の協議を行い、合意に達した場合は随意契約により契約を締結するものとします。

(2) 仕様書の取扱い

契約書に添付する仕様書は、契約締結に係る合意内容を反映させるため、追加および変更等を行うものとします。

(3) 次順位者の繰上げ

失格その他の理由により受託候補事業者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、プロポーザル結果において次順位以下の参加要請者のうち、評価点数が上位であった者から契約の締結に向けた協議を行うものとします。

(4) 契約保証金

契約保証金は、函館市企業局契約規程（平成23年函館市企業局規程第32号）第28条第2項の規定により、その全額を免除します。

14 その他の事項

(1) プロポーザルへの参加に係る費用の負担

プロポーザルへの参加に伴う書類の作成、書類の提出に係る費用および旅費その他一切の費用は、すべて参加申込者の負担とします。

(2) 書類の配付等

プロポーザルの実施に伴う参加申込書その他すべての書類の配付は、下記の函館市ホームページからダウンロードする方法によるものとします。

また、業務提案書等の作成に係る質問に対する回答および受託候補事業者の選定結果に係るホームページへの掲載先についても、下記のとおりとします。

ホームページのURL <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>

(3) 問い合わせ先

プロポーザルに係わる書類の提出および質問等の受付窓口等の問い合わせ先は、下記のとおりです。

函館市企業局管理部料金課（函館市企業局本庁舎内 2 階）

担当：後藤

所 在 地 〒 0 4 0 - 8 5 4 1

函館市末広町 5 番 1 4 号

電 話 0 1 3 8 - 2 7 - 4 1 3 2

F A X 0 1 3 8 - 2 3 - 1 8 3 5

電子メール tyotei-hw@city.hakodate.hokkaido.jp

【別紙】

プロポーザル実施日程表

内 容	実施日程
プロポーザルの実施公告	令和 2 年(2020年) 7 月 3 0 日 (木)
参加申込書等の提出期間	令和 2 年(2020年) 7 月 3 0 日 (木) から 令和 2 年(2020年) 8 月 1 8 日 (火) まで
参加資格審査結果通知の発送	令和 2 年(2020年) 8 月 2 1 日 (金)
業務提案書等の作成に係る質問の 受付期間	令和 2 年(2020年) 8 月 2 5 日 (火) から 令和 2 年(2020年) 9 月 4 日 (金) まで
業務提案書等の作成に係る質問に 対する回答期限	令和 2 年(2020年) 9 月 1 1 日 (金)
業務提案書等の提出期間	令和 2 年(2020年) 9 月 1 7 日 (木) から 令和 2 年(2020年) 9 月 2 9 日 (火) まで
プレゼンテーション, デモンストレーショ ンおよびヒアリング	令和 2 年(2020年) 1 0 月中旬
受託候補事業者の選定	令和 2 年(2020年) 1 0 月中旬
受託候補事業者決定通知等の発送	令和 2 年(2020年) 1 0 月中旬
契約締結に向けた契約内容等の協議	令和 2 年(2020年) 1 0 月下旬から
契約締結	令和 2 年(2020年) 1 1 月下旬
導入準備期間	令和 2 年(2020年) 1 1 月下旬から 令和 4 年(2022年) 5 月 3 1 日 (火) まで
システム稼働開始	令和 4 年(2022年) 6 月 1 日 (水)